

当業者の市場利用に係る協会の主な取組み

- プロ市場化の推進及び委託者トラブル解消に向けた積極的な取組 -

1. 当業者の市場利用に向けた取組	1. 2頁
2. 信頼性の確保・向上に係る取組	3頁
参考 1 市場参加者の状況	4頁
参考 2 「Rule」リーフレット	5頁

2008年10月31日

日本商品先物振興協会

1. 当業者の市場利用に向けた取組 (産業インフラとしての活用促進)

- プロ市場化の推進等、産業インフラとしての活用促進に積極的に取り組んでいる。

(1) 当業者に向けた取組 (産業インフラとしての活用促進)

○当業者等への市場利用知識の普及活動 (ヘッジ知識の普及)

- ・ 1992年2月以来、当業者向けの先物市場利用に係る冊子を発行 (日経「フューチャーズリポート」)。
- ・ 07年の同冊子廃刊を契機に代替策として、07年2月からホームページにおいて、取引実例について実需家による市場活用の実例を紹介。
- ・ 産業界セミナーは、05年7月、「商品先物で勝つ経営」を開催。今後は取引所等と連携して産業界向けセミナー開催を予定。

○「中小事業者の市場利用に係る研究会」の設置

会員における当業者受託に係る実態調査を、06年2月と07年12月の2度にわたって実施。事業者のプロフィール、利用目的等を分析、ヘッジ事例の収集を行った。

本年は、『中小事業者の市場利用に係る研究会』を設置し、原油等の原材料の価格変動リスクの上昇の中で、当業者、特に中小企業が商品市場を利用して、事業を円滑化するに当たっての課題及び解決策の検討を行う (座長は、池本正純・専修大学経営学部教授、委員には、中小企業事業者団体、市場参加者、金融機関、取引所等から選任。両主務省のご協力も得て、10月中に第1回開催し、実行計画を含めたとりまとめを年内に行う予定)。

(2) ビジネスモデル転換への取組

○市場振興戦略会議の設置と具体的検討・提案

2005年（平成18年）3月、市場振興戦略会議を設置し、主務省、取引所、関係団体も参加して、市場流動性の提供のあり方について、電子取引受託の促進策、商品ファンド受託や海外法人受託の促進策等、対面個人営業依存度の高いビジネスモデルからの転換に向けた課題を整理。

2005年度、2006年度の両年度における検討結果を、「利便性検討部会」「経営戦略検討部会」において整理、以下のような具体的提案を行った。

[当業者等の利用を誘引する提案事例（下線部が実現した内容）]

- ・商品スペックの見直し : 値幅制限、証拠金制度見直し（SPAN証拠金等の導入）、建玉制限の緩和等を提言。
- ・市場の信頼性 : 清算機関の総合化とガバナンス強化等機能の充実、適正な市場監視体制のポイント等を提案
- ・市場の利便性の向上策 : トランスファー制度、ギブアップ制度、夜間取引等取引時間の延長、取引員法人部によるヘッジ・サポート（顧客による予めの指示を受けた範囲内での取引の執行）、クリアリングのマルチマネー化等
- ・個人委託者利用 : 証拠金のレバレッジ低減策（顧客の適合性に応じた証拠金設定）、損失抑制に係る取引手法の多様化等（損失額を限定するロスカット注文等）を提案した。ロスカット注文の受託を明確に可能とする省令の改正（省令102条第1項第3号）により実現。
- ・取引事故の少ない取引の誘因策 : 海外受託・商品ファンド受託、電子取引受託、法人受託等顧客トラブルの少ない取引に係る『商品取引責任準備金』の積立義務の軽減を2006年12月に要望、翌07年4月に実現。

2. 信頼性確保・向上に係る取組

顧客トラブル減少に向けた取組に関する理事会決議（2006年9月13日）と同決議の全会員への周知徹底。

- (1) 勧誘方針の公表の促進（注）
- (2) ルール遵守の表明（日本経済新聞等への広告掲載、ポスター・チラシの作成・配布等）
- (3) 日商協苦情相談窓口の対外的周知徹底（日商協バナーの各社ホームページでの掲載等）

上記取組姿勢について会員代表者懇談会を通じて会員理解を深め、ポスターの会員店頭掲示等により業界内の周知を図った。

- 「私たちが守るべきこと、お客様に守っていただきたいこと」（06年6月、日経・読売等）
- 「私たちはお客様の立場に立った営業の推進に取り組んでいます」（08年5月、日経・読売等）。
- ポスター作成2千部、リーフレット作成配布20万部

（注）07年9月に金融商品取引法と横並びで商品取引所法上の規制となったが、会員に1年ほど先行しての実施を呼びかけたもの。

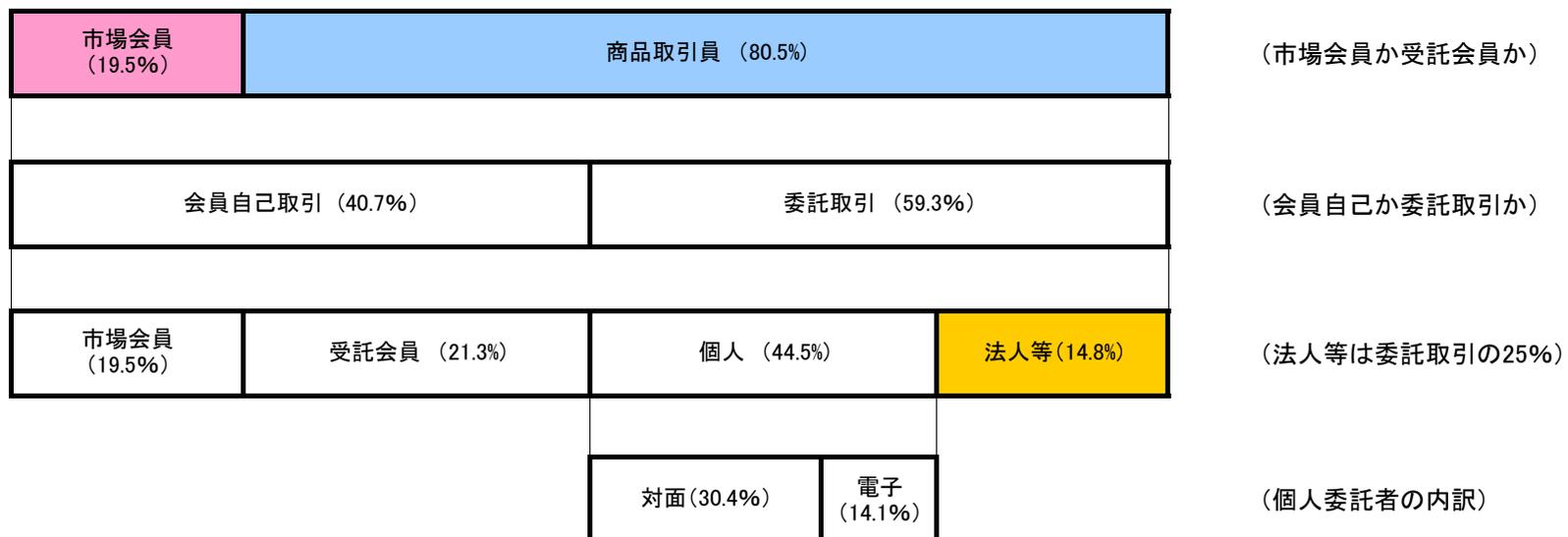
参考1 市場参加者の現状

商品取引員の取扱比率は売買高全体の8割以上を占める。

商品取引員は市場の流動性供給者として重要な役割を担う。

(平成19年度 先物協会調べ)

平成19年度売買高=14,214万枚
(7,107万枚×2)



参考2



ルール Rule

私たちは遵守します。商品先物取引の信頼性向上と、お客様のために。

商品先物会社が守るべきこと

- 【説明義務の徹底】 商品先物取引の仕組み、証拠金取引であること、証拠金以上の損失が生じることがあることについて、事前にきちんと説明します。
- 【適合性原則の遵守】 取引口座開設に当たって、取引についてご理解いただいたこと、ハイリスク取引に適した資金の性格であること等を確認させていただきます。
- 【勧誘方針の策定と実行】 商品取引所法及び関係法令諸規則を遵守し、常にお客様が安心してお取引いただけるように、信頼性確保のため勧誘方針を策定し実行しています。
- 【相談窓口の設置】 取引におけるご不明な点などは、商品先物会社の顧客相談窓口(管理部等)で受け付けています。

お客様に守っていただきたいこと

- 余裕資金の範囲でのお取引を心がけてください。(生活資金は絶対に投入しないでください)
- 損失も利益もお客様に帰属します。(ご自身の判断と責任でお取引を行ってください)
- お取引開始後は、価格を必ずチェックしてください。急激な価格変動により、思わぬ損失が発生することがあります。商品取引所や商品先物会社のホームページなどで、必ず確認してください。
- 取引の結果について、その都度「売買報告書」などで必ずご確認ください。ご不明な点があれば、すぐに顧客相談窓口(管理部等)にお問合せください。

苦情相談は 日本商品先物取引協会
(日商協)相談センター

TEL03-3664-6243 〒103-0016東京都中央区日本橋小町町9-9(日商協ビル)

[ルール Rule]



私たちはお客様の立場に立った営業の推進に取り組んでいます。

守るべきこと、しっかり守ります。

- お客様の取引意思を常に確認します。
- 商品先物取引のリスクをきちんと説明します。
- お客様の知識・経験・資産状況等に適したお取引をおすすめしています。

商品先物取引の勧誘がご迷惑と感じたら、

日本商品先物取引協会
相談センター

TEL 03-3664-6243
(平日9:00~18:00)

日本商品先物振興協会
<http://www.jcfia.gr.jp/>